新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査申請要領

令和 8(2026)年 11 月
柏 崎 市 財 務 部
契 約 検 査 課

令和 9(2027)・10(2028)年度において柏崎市及び柏崎市上下水道局が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」といいます。）に参加しようとする方は、以下の規程等及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

なお、申請の方法については「書面による申請」又は「柏崎市ホームページからの電子申請」のどちらかで行ってください。

【申請の根拠となる規程等】

・新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査規程（平成 7 年柏崎市告示第 21 号）
・新潟県柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査規程（平成 19 年公営企業管理規程 25 号）
・新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領
・柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査要領

【目　次】

申請について		ページ
１	参加資格（建設工事）の種類	１
２	資格審査申請ができる方	１
３	参加資格の有効期間	４
４	提出書類等	４
５	ＪＲ近接工事に関する調査について	１１
６	水道本支管布設工事の申請について	１１
７	申請方法	１２
８	定期申請に係る申請書等提出後、令和 9(2027)年 1 月 31 日までの間に新しい総合評定値通知書が交付された場合の取扱い	１４
９	参加資格の追加申請（業種追加）をする場合	１４
１０	申請内容に変更があった場合	１５
１１	新たに経営事項審査を受けた場合の取扱い	１５
１２	電子入札システムについて	１５
１３	問い合わせ先	１６

申請について

１　参加資格（建設工事）の種類

１）土木一式工事
２）建築一式工事
３）大工工事
４）左官工事
５）とび・土工・コンクリート工事
６）石工事
７）屋根工事
８）電気工事
９）管工事
10）タイル・れんが・ブロック工事
11）鋼構造物工事
12）鉄筋工事
13）舗装工事
14）しゅんせつ工事
15）板金工事
16）ガラス工事
17）塗装工事
18）防水工事
19）内装仕上工事
20）機械器具設置工事
21）熱絶縁工事
22）電気通信工事
23）造園工事
24）さく井工事
25）建具工事
26）水道施設工事
27）消防施設工事
28）清掃施設工事
29）解体工事
30）法面処理工事（※1）

※1　本市では、建設業法（以下「法」といいます。）の許可業種（29 業種）に加え、とび・土工・コンクリート工事の内訳としての「法面処理工事」についても参加資格の１業種として、とび・土工・コンクリート工事とは別に登録を受け付けておりますのでご注意ください。

２ 資格審査申請ができる方

（１）　資格審査申請ができる方は、次に掲げる事項の**いずれにも該当しない方**です。

ア　法第３条第１項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が１年に満たない者

イ　資格審査を申請しようとする建設工事について、法第 27 条の 23 第１項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ウ　資格審査を申請しようとする建設工事について、法第 27 条の 29 第１項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

エ　資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前３年の各事業年度のいずれの事業年度にも完成工事高を有しない者

オ　法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者

カ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

キ　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ク　暴力団員であると認められる者

ケ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

コ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

サ　法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。シにおいて同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるもの

シ　法人であって、その役員のうちにクからコまでのいずれかに該当する者がある者

ス　柏崎市の市税、新潟県の県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者

セ　次の（ア）から（ウ）までに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）

（ア）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

（イ）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（ウ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ソ　地方自治法施行令第 167 条の４（同令第 167 条の 11 第１項において準用する場合も含む。）第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で柏崎市長が期間を定めて競争入札等に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする

（２）　次に掲げる国家資格者等の技術職員数が、「新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査及び業者選定要領」の別表７に掲げる各業種の最低等級（Ｃ級）の技術職員数の要件を満たさない者は、該当の工事（土木一式、建築一式、電気、管）について資格申請をすることができません。

工事の種類	国家資格者等の種類
土木一式工事	１級技術職員：一級建設機械施工管理技士、一級土木施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とする者
土木一式工事	２級技術職員：監理技術者補佐（一級建設機械施工管理技師補又は

	一級土木施工管理技士補＋主任技術者要件)、二級建設機械施工管理技士、二級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）
建築一式工事	１級技術職員：一級建築施工管理技士、一級建築士 ２級技術職員：一級建築施工管理技士補、二級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。)、二級建築士
電気工事	１級技術職員：一級電気工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とする者 ２級技術職員：監理技術者補佐（一級電気工事施工管理技士補＋主任技術者要件)、二級電気工事施工管理技士、第一種電気工事士、第二種電気工事士で電気工事に関し実務経験３年以上、電気主任技術者（第一種、第二種又は第三種）で電気工事に関し実務経験５年以上、建築設備士で電気工事に関し実務経験１年以上、計装で電気工事に関し実務経験１年以上の者
管工事	１級技術職員：一級管工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とする者 ２級技術職員：監理技術者補佐（一級管工事施工管理技士補＋主任技術者要件)、二級管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者で管工事に関し実務経験１年以上の者、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、配管工若しくは建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管、配管工若しくは建築板金とするものに合格した後、管工事に関し実務経験３年以上（ただし、平成16(2004)年４月１日時点で合格していた者は実務経験１年以上）の者、建築設備士で管工事に関し実務経験１年以上、計装で管工事に関し実務経験１年以上の者

３　参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、令和 9(2027)年 4 月 1 日から令和 11(2029)年 3 月 31 日までです。

令和 9(2027)年 4 月 1 日以降に行う随時申請の場合は、入札参加が認められた日が有効期間の始期となります。

４　提出書類等

◎：必ず提出してください。

△：該当がある場合、提出してください。

×：提出する必要はありません。

申請書、申出書 及び添付書類	市内 本店 ※2	市内 支店 ※2	県内 本店 ※2	県内 支店 ※2	県外 ※2	摘　　要
提出書類チェックシート	◎	◎	◎	◎	◎	
①建設工事入札参加資格審査申請書 【別記第１号様式】	◎	◎	◎	◎	◎	
②営業所（主たる営業所を除く）一覧表 【別記第２号様式】 **【添付書類】** ⑧委任状（任意様式） ⑨建設業許可申請書別紙二の写し	△	◎	△	◎	△	契約締結権限を支店等の営業所に委任する場合のみ、当該営業所について記載してください。 この場合、本店が建設業の許可を受けていても、支店等の営業所が許可を受けていなければ、申請は認められません。
③技術職員数等に関する書類 【別記第３号様式】	◎	◎	◎	◎	◎	土木一式、建築一式、電気又は管工事の技術職員数を記載してください。 経営事項審査の審査基準日において、**※3 の要件を満たす場合に**、経営事項審査記載の技術職員数の補正を希望することができます。 ただし、補正が可能な技術職員の資格は「⑤技術職員数一覧【別記第６号様式】」に記載されている者に限られますのでご注意ください。
④舗装機械の所有状況に関する書類 【別記第５号様式】	△	△	△	△	△	「舗装」申請者で、かつ、舗装機械（アスファルトフィニッシャー）を所有（又は所有に準じる状況）している場合のみ提出してください。

⑤技術職員数一覧 【別記第６号様式】	△	△	△	△	△	③の補正を希望し、※3 の要件を満たす場合は、該当する者についてのみ記入してください。 また、**資格者証等**（実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可申請の実務経験証明書（様式第９号））**の写しを添付**してください。 ・同一の資格であっても業種ごとに提示し、どの業種に関するものか分かるよう明記してください。
⑥暴力団排除に関する誓約書 【別記第７号様式】	◎	◎	◎	◎	◎	代表者の記名
⑦建設業許可通知書の写し	◎	◎	◎	◎	◎	更新申請をしていて、許可年月日又は許可の有効期間の始期から１年を経過していることが確認できない場合は、更新前（直前）の当該書類も提出してください。 ・建設業許可証明書を請求していただく必要はありません。建設業許可申請時に交付される許可通知書の写しを提出してください。
⑧委任状 （任意様式）	△	△	△	△	△	契約締結権限を支店等の営業所に委任する場合に提出してください。 ・代表者から契約締結権限を委任する支店等の営業所の代表者への委任状 ・押印不要
⑨建設業許可申請書別紙二の写し	△	△	△	△	△	⑧で契約締結権限を支店等の営業所に委任する場合に提出してください。
⑩経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」といいます。）の写し	◎	◎	◎	◎	◎	審査基準日が令和 7(2025)年 9 月 2 日以降であり、有効かつ最新の通知書であることが必要です。 随時申請の場合は、申請日の１年７か月前の日以降の通知書が必要です。
⑪経営規模等評価申請書総合評定値請求書に添付した書類の写し	◎	◎	◎	◎	◎	・工事種類別完成工事高（別紙一） ⑩で過去３年間に完成工事高を有していることが確認できない場合は、前回経審分も添付してください。 ・技術職員名簿（別紙二） ・工事経歴書（様式第二号） 経営事項審査の申請の際、工事経歴書の添付を省略した場合は、法第 11 条第２項の規定に基づき提出した工事経歴書の写しを提出してください。

⑫ＪＲ近接工事に関する調査票 （又はその他の必要書類）	△	△	△	△	△	**「５　ＪＲ近接工事に関する調査について」(11 ページ)を御確認いただき、該当がある場合のみ**調査票及び添付資料を提出してください。
⑬障害者雇用状況報告書の写し等	△	△	△	△	△	社会貢献活動の状況のうち障害者雇用状況に係る主観点希望者のみ （※4）（※11）
⑭新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful）登録証の写し等	△	△	△	△	△	社会貢献活動の状況のうち男女共同参画の推進状況に係る主観点希望者のみ （※5）（※11）
⑮消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	△	△	△	△	△	社会貢献活動の状況のうち消防団協力事業所の認定状況に係る主観点希望者のみ （※6）（※11）
⑯ＳＤＧｓ(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組み状況を証する書類又はその写し	△	△	△	△	△	ＳＤＧｓ(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組み状況に係る主観点希望者のみ （※7）（※11）
⑰インターンシップ等の受入れに関する証明書 【別記第 16 号様式】	△	△	△	△	△	社会貢献活動の状況のうち就業体験（インターンシップ）又は職場実習（デュアルシステム）に関する機会の提供状況に係る主観点希望者のみ （※8）（※11）
⑱除雪業務の受託を証する書類又はその写し	△	△	△	△	△	柏崎市発注の除雪業務を受託した主観点希望者のみ（※9）（※11）
⑲災害協定の締結を証する書類又はその写し	△	△	△	△	△	柏崎市と災害協定を締結している又は災害協定を締結した団体に属する主観点希望者のみ（※10）（※11）
⑳若年者雇用状況申告書等 【別記第 17 号様式】	△	△	△	△	△	若年者の雇用状況に係る主観点希望者のみ （※12）
㉑柏崎市の納税証明書	◎	◎	×	×	×	未納税額がないことの証明（発行から３か月以内のもの。写し可）
㉒県内業者（※2） ：新潟県の納税証明書 県外業者（※2） ：法人税の納税証明書	×	×	◎	◎	◎	未納税額がないことの証明（発行から３か月以内のもの。写し可）。 県外業者の場合、㉒及び㉓の証明は、納税証明書「その３の２」（個人用）または納税証明書「その３の３」（法人用）を提出してください。

㉓法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書	◎	◎	◎	◎	◎	未納税額がないことの証明（発行から３か月以内のもの。写し可）

※2　①「市内本店」…柏崎市内に本店を有する者
②「市内支店」…①以外で、柏崎市内の支店等の営業所に契約権限を委任する者
③「県内本店」…①②以外で、新潟県内に本店を有する者
④「県内支店」…①～③以外で、県内の支店等の営業所に契約権限を委任する者
⑤「県外業者」…①～④以外の者

※3　技術職員数の補正が可能な要件

審査基準日現在の１、２級技術職員数と総合評定値通知書に記載の１、２級技術職員数との差異が生じる場合のみ、補正を希望することができます。就退職等により審査基準日時点と資格審査申請日時点の人数が異なることによる補正はできません。

・経営事項審査での技術職員の資格要件における重複計上の制限（２業種まで）に該当する場合

・経営事項審査において技術職員区分「その他」又は「監理補佐」に区分される資格の一部が、柏崎市の取扱いでは２級に区分される場合

※4　障害者雇用

下記①②のいずれかに該当する障害者雇用に係る主観点希望者は、下表の書類を提出してください（障害者雇用「有」と認められた場合は、主観点を 10 点付与（※11）します）。

①資格審査申請日の直前の 6 月 1 日現在において、雇用状況報告義務があり、法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している者

②資格審査申請日直前の 6 月 1 日現在において、雇用状況報告義務はないが、資格審査申請日現在において１人以上の障害者を雇用している者

①雇用状況報告義務がある者	②雇用状況報告義務がない者
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第７項及び同法施行規則第８条に規定する障害者雇用状況報告書の写し（労働局の受付印あり）を提出してください。 なお、合併等による新設会社のため、資格審査申請日現在、まだ当該報告書の提出を行っていない場合は、合併前のそれぞれの会社（雇用状況報告義務がある者）における当該障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。 ※電子申請で上記報告を行った場合、審査が完了したことがわかる画面の写し	雇用している障害者の方の障害者手帳の写し及びその者が雇用されていることを証する次の書類の写しを提出してください。 ・雇用保険資格取得等確認通知書 ・雇用保険被保険者証 ・健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 （保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください） ・賃金台帳　など

※5　男女共同参画推進

新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度(Ni-ful(ニーフル))の認定又はゴールド認定を受けている場合や、これに加えて、下表の③に該当する場合は、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業（ゴールド含む）認定証の写しや、下表③に記載の書類を提出してください。

（①又は②のみで、主観点希望は可能ですが、①又は②を受けずに③の主観点を希望することは出来ません。）

（①は５点、②は１０点を付与します。さらに③にも該当する場合は５点を付与します。）

項目	提出書類
① 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業の認定を受けている者	新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定証の写し ※①②は、いずれか一方の提出 ※Ni-ful 企業認定制度に関する問合せ先 担当：新潟県女性財団（県事業受託団体） 電話：025-285-6610 ﾒｰﾙ ：nintei-jimukyoku@npwf.jp 県担当：知事政策局政策企画課 男女平等・共同参画推進室
②新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業のゴールド認定を受けている者	新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業ゴールド認定証の写し ※①②は、いずれか一方の提出
③経営事項審査の審査基準日現在において、女性技術者(法第７条第２号イ、ロ又はハに基づく主任技術者となる資格を有する者)を１名以上雇用している者	経営事項審査の申請の際に添付した技術職員名簿の写し ※該当職員氏名にマーカーを付し、氏名横に「女性」と記載ください。

※6　消防団協力事業所の認定

資格審査申請日現在において、柏崎市の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている当該主観点希望者は、柏崎市が発行する認定証の写しを提出してください（消防団協力事業所認定「有」と認められた場合は、主観点 10 点を付与（※11）します）。

※7　ＳＤＧｓ(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組み

資格審査申請日現在において、ＳＤＧｓ(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組みを行っている主観点希望者は、当該取組みの状況が分かる書類（都道府県が行っている登録制度における登録証、一般社団法人日本 SDGs 協会などの団体から発行される認定証、自社ホームページ、行動計画、行動指針又は行動宣言など）の写しを提出してください（ＳＤＧｓ(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組み「有」と認められた場合は、主観点 10 点を付与（※11）します）。

※8　就業体験又は職場実習に関する機会の提供

令和 6(2024)年 12 月 1 日から令和 8(2026)年 11 月 30 日の間に、高校生以上の生徒・学生（専門学校の生徒・学生を含む）を対象とした就業体験（インターンシップ）又は専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習（デュアルシステム）の受入れを、柏崎市内の営業所で連続２日（※8-2）以上行った当該主観点希望者は、学校等が発行する「インターンシップ等の受入れに関する証明書」【別記第 16 号様式】を提出してください（※8-3）。（就業体験又は職場実習に関する機会の提供「有」と認められた場合は、主観点を 10 点付与（※11）します。）

※8-2　連続２日とは「連続する２営業日」をいい、金曜日、月曜日と受入れを行いその間の土曜日及び日曜日が会社の休業日の場合等であれば申請が認められます。

※8-3　学校への依頼に当たっては、別紙「証明書発行依頼文」を必要に応じて使用してください。

※9　除雪業務の受託

申請年度において、柏崎市発注の除雪業務を受託した当該主観点希望者は、柏崎市から除雪業務を受託したことを証明する契約書の写しを提出してください（定期申請の場合は申請年度の業務、随時申請の場合は申請日から 1 年以内の業務に限る）。

共同企業体などで除雪業務を受託している場合は、柏崎市と共同企業体との契約書の写しに加え、申請者が共同企業体の構成員であることが証明できる資料の写しも添付してください。

柏崎市発注の除雪業務の受託が「有」と認められた場合は、主観点を 10 点付与（※11）します。

※10　災害協定の締結

柏崎建設業協同組合、柏崎電気工事協同組合、柏崎管工事業協同組合のいずれかに加入している場合は、加入を証明する書類の写しを提出してください。（柏崎市が同組合と災害時の応援業務に関する協定を締結しているため）

上記以外で柏崎市と災害時の応援業務に関する協定を締結している場合は、その協定書の写しを提出してください。

柏崎市との災害協定の締結が「有」と認められた場合は、主観点を 10 点付与（※11）します。

※11　障害者雇用、男女共同参画推進、消防団協力事業所の認定、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組み、就業体験又は職場実習に関する機会の提供、除雪業務の受託及び災害協定の締結は、「社会貢献活動の状況に係る主観点」の項目の一つであるため、上記７項目に全て該当しても付与される評点は**最大 50 点**になります。

主観点の申請については、入札参加資格者名簿に登載された後に追加で受付けすることはできません。主観点の付与を希望される方は、定期（随時）申請の際に必ず申請してください。

※12　若年者雇用

令和 4(2022)年 12 月 1 日から令和 8(2026)年 11 月 30 日の間に、柏崎市内の営業所において、若年者（採用時 30 歳未満の者。以下同じ。）を雇用期間の定めのない常勤職員（※12-2）として新たに採用（※12-3）し、かつ、当該者を資格審査申請日まで継続して雇用し、かつ、当該者が資格審査申請日現在において柏崎市内の営業所に勤務している若年者雇用に係る主観点希望者は、「若年者雇用状況申告書」【別記第 17 号様式】及び下記添付書類を提出してください（若年者雇用「有」と認められた者は、主観点を 20 点（当該者が技術者又は技能労働者の場合は 30 点（添付書類⑤で判断））付与します）。

※12-2　「雇用期間の定めのない職員」とは、パートタイマー、アルバイト、日雇い等を除く正規職員が該当します。

※12-3　「柏崎市内の営業所において、若年者を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用」とは、若年者を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用し、採用日（採用通知日ではありません。）現在において、柏崎市内の営業所に勤務していることをいいます（採用を決定した者は、柏崎市内の営業所でなくても構いません）。

※12-4　**添付書類**

・①～③のうちいずれか１つ及び④～⑧（⑦、⑧は該当する場合のみ）の書類

①健康保険被保険者証の写し［事業所名、資格取得年月日が記載してあるもの］

②健康保険・厚生年金被保険者資格標準報酬決定通知書の写し

③健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

④雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

⑤雇用契約書又は労働条件通知書（労働基準法第 15 条）の写し[勤務地、雇用期間の定めのないこと及び職種が確認できるもの]

⑥賃金台帳又は源泉徴収簿の写し[資格審査申請日の属する月の前月に係る支払分]

⑦資格審査申請日現在における勤務地が確認できる出勤簿等の書類の写し[採用日時点と申請日現在の勤務地が異なる場合のみ]（※12-5）

⑧資格審査申請日現在における職種が確認できる書類の写し[採用日時点と申請日現在の職種が異なる場合のみ]（※12-5）

※12-5　該当する場合のみ（①～⑥で確認できれば不要）

やむを得ない理由により①～③の書類を添付できない場合は、常勤性を確認できる書類、④の書類を添付できない場合は採用年月日を確認できる書類、⑧の書類を添付できない場合は資格審査申請日現在における職種を代表者が証明する書類をそれぞれ添付してください。

※13　柏崎市優良建設工事表彰の受賞歴

定期申請期間の属する年度及びその前年度において、柏崎市優良建設工事表彰要領に基づき市長の表彰を受けている場合は、当該表彰を受けた建設工事の種類に対して、主観点を 10 点付与します。

５　ＪＲ近接工事に関する調査について

ＪＲ近接工事の入札における参考資料とするため、次のとおり調査票を提出してください。なお、該当がない場合は、提出不要です。

⑴　調査対象

ア　東日本旅客鉄道株式会社の施設関係工事従事者として、一般財団法人日本鉄道施設協会が認定した有資格者が所属している場合

イ　東日本旅客鉄道株式会社の建設工事等取引会社として登録されるために申込みをしている場合

⑵　回答方法

⑴アに該当する場合	別紙「ＪＲ近接工事に関する調査票」を記入し、一般財団法人日本鉄道施設協会が発行する資格認定証の写しを添付して提出してください。 ・資格認定証の写しは、各資格１人以上とし、合計 10 人程度の提出で差し支えありません。
⑴イに該当する場合	次のいずれかの書類の写しを提出してください。 ・受付印のある受付票 ・受付印のある建設工事選定申込書 ・工事請負基本契約書 ・その他登録されていることが確認できる書類

６　水道本支管布設工事の申請について

柏崎市上下水道局が発注する水道本支管布設工事の資格審査を希望する方は、以下のとおり申請してください。

⑴　申請が可能な要件

「２　資格審査申請ができる方」のほか、次のア及びイに該当する方が申請できます。

ア　法第３条第１項の規定による土木工事業および管工事業の許可を受けている者

イ　以下に掲げるいずれかの資格者が在籍している者

（ア）　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に規定する給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者

（イ）　日本水道協会配水管技能者登録制度の耐震登録を受けている者

（ウ）　日本水道協会新潟県支部が認めた主任配管工

（エ）　公益財団法人給水工事技術振興財団（以下「給工財団」という。）にある給水装置工事配管技能者認定協議会から認定証を交付された者

（オ）　給工財団が実施した給水装置工事配管技能者講習会の課程を修了した者

（カ）　給工財団が実施する給水装置工事配管技能検定に合格した者

⑵　提出書類

「４　提出書類等」における書類のほか、以下の書類を提出してください。

様式番号	様　　式　　名	備　考
別紙様式１	水道本支管布設工事入札参加資格審査補足調査総括表	(1)イに掲げる資格のうち(ウ)～(カ)については、主任配管工として記入してください。
別紙様式２	水道本支管布設工事経歴書（実績）（※14）	
別紙様式３	水道本支管布設工事　有資格者一覧表（※15）	記載した資格を確認できる書類の写しを添付してください。

※14　工事経歴書

・経営事項審査基準日直前の貴社事業年度２年度分を、年度ごとに作成してください。

・本支管布設工事及び給水装置工事のみを記載してください。

・受注形態の欄は、元請・下請の別を記入し、共同企業体の場合は加えて「共同企業体」と記入してください。

・下請の場合で、土木工事のみで管工事が含まれないものは除外してください。また、注文者欄には直接注文をした元請者、工事名欄は下請工事名を記入してください。

※15　⑴イに該当する資格を記載してください。同一人が複数の資格を持っている場合は、上位の資格のみを記載してください。なお、記載した資格を有していることを確認できる書類の写しを添付してください。

７　申請方法　（申請は電子申請・書面による申請どちらでも受付可）

⑴　申請期間

◆柏崎市内に本店･支店又は県内に本店を有する業者	令和 8(2026)年 12 月 1 日（火）～ 12 月 25 日（金）
◆上記以外	令和 9(2027)年 1 月 4 日（月）～ 1 月 29 日（金）

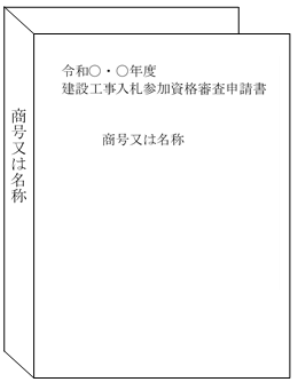
・随時申請は、令和 9(2027)年 4 月 1 日（木）から行うことができます。

・いずれも土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後１時までを除く）

⑵ 書面による提出の場合

ア　申請書の取得方法

柏崎市ホームページからダウンロードしてください。



イ　提出部数：**１部**

・「４　提出書類等」を順にＡ４判縦フラットファイルに綴じてください。留め具及び色に指定はありません。

・表紙に「年度・建設工事入札参加資格審査申請書、商号又は名称」を記載してください。

・背表紙に「商号又は名称」を記載してください。

ウ　提出先

「１３　問い合わせ先」に持参又は郵送で提出してください。

⑶ 電子申請の場合

ア　申請書の取得方法

柏崎市ホームページからダウンロードしてください。

イ　提出方法

・柏崎市ホームページのリンク先から入力フォームにて登録を行い、申請を行ってください。

・申請フォームは添付可能件数に限りがありますので、必要に応じ複数ファイルをＺＩＰ形式で圧縮したものを添付してください。

提出書類	ファイル形式
ファイル名 「00-06 工事申請様式【別記第 1～6 号様式】」	Excel ファイルのまま
上記以外の書類	ＰＤＦ形式

８　定期申請に係る申請書等提出後、令和 9(2027)年 1 月 31 日までの間に新しい総合評定値通知書が交付された場合の取扱い

申請書提出後、令和 9(2027)年 1 月 31 日までの間に新しい総合評定値通知書が交付され、申請内容の変更を希望する場合は、新しい総合評定値通知書又はその写しに以下の該当する書類を添付し、提出してください。

添付書類　（「４　提出書類等」のうち）

③技術職員数等に関する書類【別記第３号様式】

新しく交付された総合評定値通知書の審査基準日における状況で記入のうえ、提出してください。

⑤技術職員数一覧【別記第６号様式】

※3 の要件を満たし、技術職員数の補正を希望する場合は、新しく交付された総合評定値通知書の審査基準日における状況で記入のうえ、提出してください。

入札参加資格者名簿への登録は、令和 9(2027)年 1 月 31 日現在の経営事項審査の結果及び総合評定値（有効かつ最新のもの）により行います（随時申請の場合は、申請日における有効かつ最新のもの）。

９　参加資格の追加申請（業種追加）をする場合

審査結果の通知があった後に参加資格の追加申請（業種追加）をする場合は、以下の書類を提出してください。

提出書類　（「４　提出書類等」のうち）

①建設工事入札参加申請書【別記第１号様式】
②営業所（主たる営業所を除く）一覧表【別記第２号様式】
・営業所に契約締結権限を委任している場合のみ
③技術職員数等に関する書類【別記第３号様式】
④舗装機械の所有状況に関する書類【別記第５号様式】
・舗装を申請する場合のみ
⑤技術職員数一覧【別記第６号様式】
・追加する業種が、土木一式、建築一式、電気、管工事のいずれかに該当し、かつ、※3 の要件を満たす補正希望者のみ
⑦建設業許可通知書の写し
⑩総合評定値通知書の写し
⑪経営規模等評価申請書総合評定値請求書に添付した書類の写し
・有効かつ最新のもの

１０　申請内容に変更があった場合

申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があった場合は、「変更等届出書」【第９号様式】に必要な書類を添えて提出してください。

変 更 内 容	添　付　書　類
①商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し（登記をしている者に限る。以下同じ。）
②営業所の名称、(郵便番号)所在地、電話番号又はＥメールアドレス	建設業許可の変更届出書（許可行政庁の受付印等のあるものに限る。以下同じ。）の写し。 所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書又はその写しでも可。
③法人の代表者(又はその氏名)	法人の登記事項証明書若しくはその写し又は建設業許可の変更届出書の写し（契約締結権限を営業所に委任している場合は委任状も添付）
④代理人（又はその氏名）	委任状又は建設業許可の変更届出書（許可行政庁の受付印等のあるものに限る。）の写し
⑤建設業の許可の区分	建設業許可通知書の写し
⑥営業所の新設又は廃止	新設…契約締結権限を営業所に委任する場合、建設業の変更届出書の写し、②営業所（主たる営業所を除く）一覧表【別記第２号様式】及び委任状（任意様式） 廃止…添付資料不要
⑦その他必要事項	内容に応じて書類を添付

１１　新たに経営事項審査を受けた場合の取扱い

経営事項審査は毎年受けることが義務付けられています。営業年度が終了しましたら、速やかに経営事項審査の手続きを行い、有効期限が切れる前に結果通知書の写しを契約検査課まで提出してください。なお、新しい結果通知書の提出があっても、令和 9(2027)・10(2028)年度の評点及び格付けの変更は行いません。

１２　電子入札システムについて

柏崎市及び柏崎市上下水道局の建設工事に係る入札は、全て電子入札で行っています。**入札に参加するためには、「電子入札システム利用者登録番号交付申請書」の提出が必要です（過去に提出済みで、番号の交付を受けている場合は、提出不要です。）**

また、過去に提出した内容から変更があった場合には、電子入札に係る変更届を提出していただくことになります。

・様式を柏崎市のホームページからダウンロードして、手続をお願いします。

ホームページ：電子入札システムを初めてご利用になる方へ https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/kensetsukoji_kensetsuconsultant/1/10432.html

１３　問い合わせ先

〒９４５－８５１１
新潟県柏崎市日石町２番１号
柏崎市 財務部 契約検査課 契約係
電話：０２５７－２３－５１１１（内線４８０３）